

資料編

(1) 豊島区環境基本条例

平成 20 年 3 月 24 日
条例第 20 号

豊島区は、首都東京に位置し、池袋副都心を中心として多くの人々が住み、働き、学び、集う高密度都市です。また、江戸時代、園芸の里として名高い染井に代表される自然環境が多彩な文化、芸術を育んできた長い歴史があります。

一方、豊かで便利な生活の追求、経済成長に伴う都市化の進展は、自然環境を変え、大気汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させてきています。さらに、温室効果ガスの急激な増加による温暖化は、地球規模での気候変動を引き起こし、人類の生存基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしています。

私たちは、直面する環境問題が、日々の生活や事業活動が原因となっていることを改めて自覚し、生活スタイルや事業活動のあり方を見直す必要があることを認識しなければなりません。また、地域社会のすべての人々が、相互に連携、協力しながら、一人ひとりの小さな力を結集して環境への負荷の低減に向け積極的に行動しなければなりません。

私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、知恵と工夫によって、環境に配慮された活力溢れる持続可能な都市、すなわち、環境都市をつくりあげ、これを子どもたちへ引き継いでいく責務を有しています。

そのため、健やかで美しく豊かな環境が身近な地域から地球規模までにわたって保全されるとともに、それらを通じて区民誰もが幸せを実感でき、未来の世代へも継承することができる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、豊島区(以下「区」という。)、事業者、区民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進し、もって現在及び将来の区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保するとともに、地球環境及び広域的な環境の保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (4) ヒートアイランド現象 都市部にできる局地的な高温域のことで、周辺部に比べ気温が高くなる現象をいう。
- (5) 事業者 区の区域内(以下「区内」という。)で事業活動(公益的な活動を含む。以下同じ。)を行う団体又は個人をいう。
- (6) 区民 区内に住む人又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全是、すべての区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保し、これを次の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全是、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。
 - 3 環境の保全是、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(区の責務)

- 第4条 区は、環境の保全是を図るため、次に掲げる事項に関し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (1) 地球温暖化の防止に関すること。
 - (2) ヒートアイランド現象の対策に関すること。
 - (3) 公害の防止に関すること。
 - (4) 廃棄物の減量及び資源の循環的な利用に関すること。
 - (5) 緑の保護及び育成に関すること。
 - (6) 人と自然とのふれあいの確保に関すること。
 - (7) 地域環境の美化に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全是を図るために必要な事項に関すること。
- 2 区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 区は、事業者及び区民による環境の保全に関する取組に対し、積極的な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、地域における環境の保全に関する取組へ積極的に協力するよう努めなければならない。
 - 4 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(区民の責務)

- 第6条 区民は、日常生活において環境への負荷の低減及び公害の防止に努めなければならない。
- 2 区民は、地域における環境の保全に関する活動に取り組むよう努めなければならない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(一時的滞在者の責務)

- 第7条 区内への訪問その他の理由で区内に一時的に滞在する者(以下「一時的滞在者」という。)は、環境への配慮に努め、区が実施する環境の保全に関する施策並びに事業者及び区民が行う環境の保全に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(区、事業者及び区民の連携・協働)

第8条 区、事業者及び区民は、地球的な視野をもって地域から環境の保全に取り組む大切さを共有するよう努めなければならない。

2 区、事業者及び区民は、地域社会を構成する多様な主体として、それぞれの役割分担のもとに、相互に連携・協働し、環境の保全に関する施策又は取組を推進するよう努めなければならない。

(環境基本計画の策定)

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する施策の推進方法
- (4) 環境の保全に関する配慮の指針
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ豊島区環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 区長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の総合調整等)

第10条 区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 区は、区が設置する公共施設の建設、改修、改築又は管理に際して、当該公共施設の種類、利用方法等を勘案しながら、環境への配慮のための必要な措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第11条 区は、事業者及び区民が、環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることができるよう必要な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策への意見の反映)

第12条 区は、事業者及び区民の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第13条 区は、環境の保全に資するため、環境の保全に関する必要な情報を収集し、これを適切に事業者、区民及び一時的滞在者に対し提供するよう努めるものとする。

(年次報告)

第14条 区長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況に関し、定期的に報告書を作成し、公表するものとする。

(環境教育・学習)

第15条 区は、事業者及び区民が環境の保全についての理解を深められるよう地域との適切な連携を図りつつ、環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(環境活動の支援)

第 16 条 区は、事業者及び区民による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境に関する調査)

第 17 条 区は、環境の保全に関する施策の実施並びに事業者、区民及び一時的滞在者への情報の提供を的確に行うため、必要な調査に努めるものとする。

(環境の監視及び測定)

第 18 条 区は、環境の状況を的確に把握するために、必要な監視及び測定を実施し、その結果を公表するものとする。

(国及び東京都その他の地方公共団体との協力)

第 19 条 区は、環境の保全を図るために、広域的な取組を必要とする場合は、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して環境の保全に関する施策を推進するものとする。

(環境審議会)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者、区民及び事業者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって組織する。

5 審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 豊島区環境基本計画（2019～2030年度）策定の経緯

1) 豊島区環境審議会

1 豊島区環境審議会委員名簿

(順不同 敬称略)

	氏名	役職名
学識経験者 (6名)	◎ 蟹江 憲史	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 教授
	○ 柳井 重人	千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授
	関 礼子	立教大学 社会学部 教授
	高橋 正弘	大正大学 人間学部 教授
	岡山 朋子	大正大学 人間学部 准教授
	村山 顕人	東京大学大学院 工学系研究科 准教授
事業者・関連団体 (9名)	劉 伸行 (2017.11.9～)	東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社長
	西田 昌浩 (2018.7.31～)	
	瓜生 操 (2017.11.9～)	東京ガス株式会社 北部支店 副支店長
	宮原 裕二 (2018.4.26～)	東京ガス株式会社 北部支店長
	和田 仁志	池袋地域冷暖房株式会社 代表取締役副社長
	坂上 典子	株式会社サンシャインシティ 総務部課長代理
	谷田部 克巳 (2017.11.9～)	株式会社ファミリーマート 管理本部 CSRコンプライアンス部 マネジャー
	保坂 あゆみ (2018.4.26～)	株式会社ファミリーマート CSR・総務部 環境・情報統括グループ マネジャー
	大嶋 聡	西武造園株式会社 取締役社長
	浅野 有司	東京商工会議所豊島支部 不動産分科会 副分科会長
	菊池 章二	豊島区商店街連合会 副会長
	田島 正男	豊島区町会連合会 副会長
区民 (5名)	町田 信子	としま生態系学習リーダー会・ヤゴ救出リーダー
	吉原 美智子	元としまF1会議委員
	紫垣 敬子	公募委員
	柘野 光路	公募委員
	村上 政美	公募委員
区職員 (2名)	齋藤 明 (2017.11.9～)	豊島区環境清掃部長
	兒玉 辰哉 (2018.4.26～)	豊島区環境清掃部長
	奥島 正信	豊島区都市整備部長

凡例：◎会長 ○副会長

第3期委員任期：2017年11月9日～2019年11月8日

2 豊島区環境審議会規則

平成 20 年 3 月 27 日

規則第 30 号

改正

平成 24 年 10 月 22 日規則第 64 号

平成 27 年 3 月 30 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊島区環境基本条例（平成 20 年豊島区条例第 20 号。以下「条例」という。）第 20 条の規定に基づき、豊島区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 20 条第 4 項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 9 人以内
- (2) 事業者及び関連団体 9 人以内
- (3) 区民 5 人以内
- (4) 区職員 2 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 5 条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(専門部会)

第 8 条 会長は、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選により選出する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、部会の事務を統括し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議録の作成保存)

第 9 条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(幹事)

第 10 条 審議会の調査・審議を補佐するため、幹事を置く。

- 2 幹事は、区に勤務する職員のうちから区長が任命する。

(平 24 規則 64・一部改正)

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、環境清掃部環境政策課長において処理する。

(平 24 規則 64・平 27 規則 25・一部改正)

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 22 日規則第 64 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日規則第 25 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2) 計画策定の経緯

年月		豊島区環境審議会	庁内検討会	その他（調査等）	
2017年	11月	第1回 環境審議会			
	11月～12月			大正大学学生によるワークショップ 豊島区の環境に関する区民アンケート調査①	
2018年	3月		環境都市づくり推進本部会議		
	4月	第2回 環境審議会			
	5月			豊島区の環境に関する区民アンケート調査②	
	6月			第1回 環境基本計画策定部会	
		第3回 環境審議会			
	7月			第2回 環境基本計画策定部会	
					重点施策への区民投票「わたしが選ぶ。としま区の環境基本計画2019～2030」
		第4回 環境審議会			
	10月			第3回 環境基本計画策定部会	
		第5回 環境審議会			
11月			環境都市づくり推進本部会議		
12月				パブリックコメント	
2019年	1月		第4回 環境基本計画策定部会		
		第6回 環境審議会			
	3月		環境都市づくり推進本部会議		
豊島区環境基本計画（2019年度～2030年度）策定					

※2018年度は、「環境基本計画策定部会」のもとに「まちづくり」「資源循環」「快適環境」の3分野の分科会を設置し、計画策定に向けた庁内の連絡調整を図った。

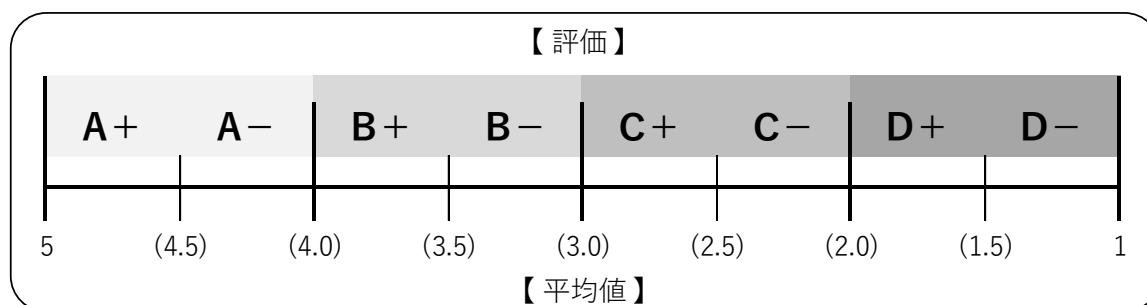
3) 前計画の指標の達成状況

成果指標は、前計画（後期計画）の4年目にあたる2017年度までの実績をもとに、進捗状況を3段階（◎,○,△）で評価しました。

表 5 環境指標による評価の基準

進捗状況	評価	点数化
参考線を概ね上回っている	◎	5
参考線と概ね同等	○	3
参考線を概ね下回っている、又は一度も進捗評価がされていない	△	1

分野ごとの評価は、各指標の評価結果を点数化したうえで、その平均値によって8段階（A+,A-,B+,B-,C+,C-,D+,D-）で評価しました。



①分野ごとの評価結果

表 6 分野ごとの評価結果

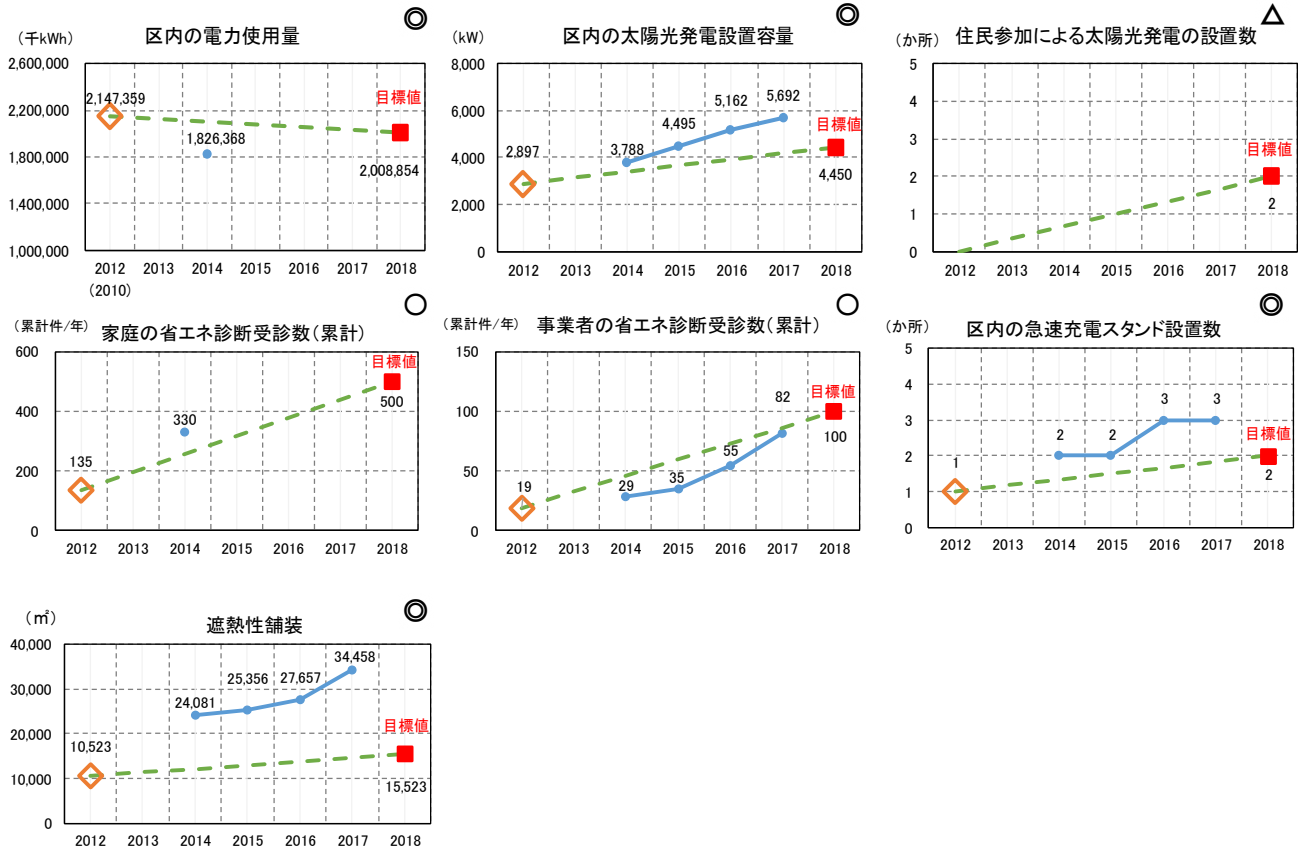
分野の指標評価	評価	点数
①低炭素	B+	3.86
②自然共生	C+	2.67
③循環型社会	B-	3.00
④環境保全	A-	4.00
⑤区の環境配慮	B-	3.00

②各成果指標の評価結果

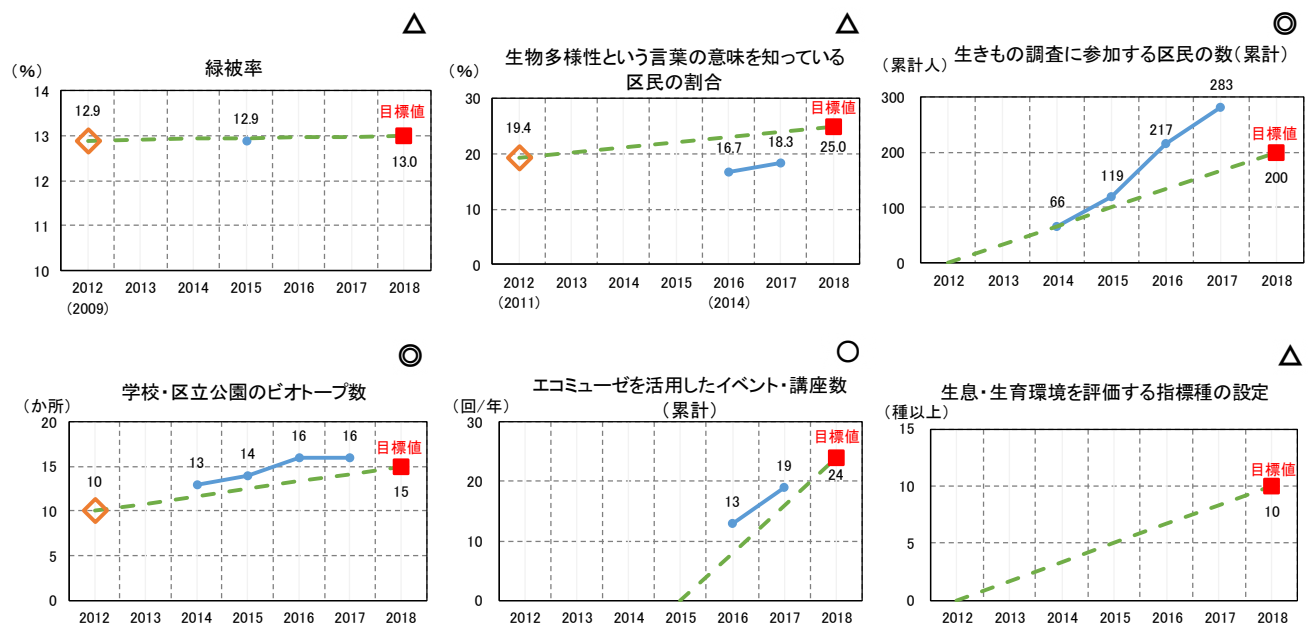
実績：各年度に計測した実績値。
 基準値：2012年度（現行計画策定時）の現状値。
 目標値：現行計画に掲げている目標値。
 参考線：2012年度から目標の2018年度を結んだ目標達成状況の目安となる線。

1 低炭素地域社会の実現に向けて

● 実績 ◇ 基準値 ■ 目標値 - - 参考線



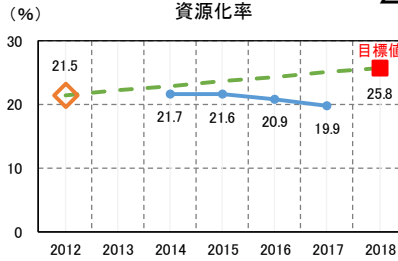
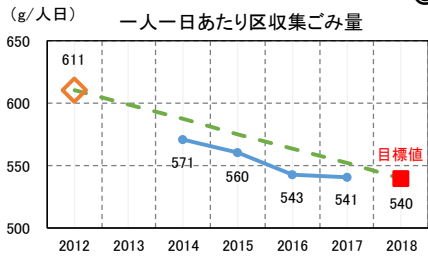
2 自然と共生する都市の実現に向けて



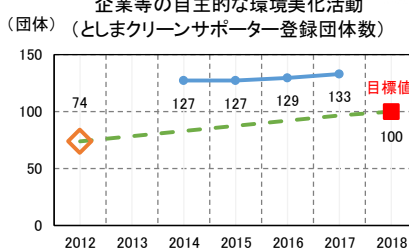
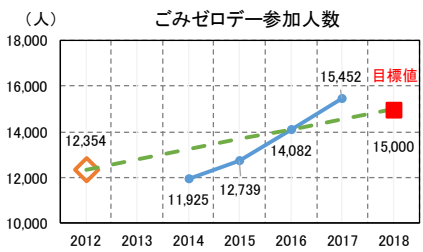
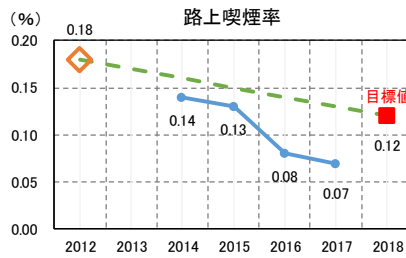
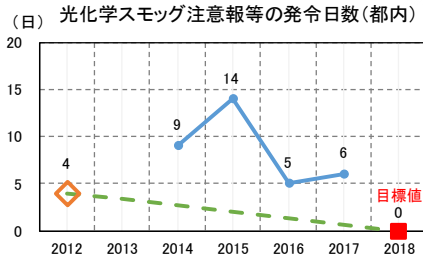
実績：各年度に計測した実績値。
 基準値：2012年度（現行計画策定時）の現状値。
 目標値：現行計画に掲げている目標値。
 参考線：2012年度から目標の2018年度を結んだ目標達成状況の目安となる線。

3 ごみの減量と循環型社会の実現に向けて

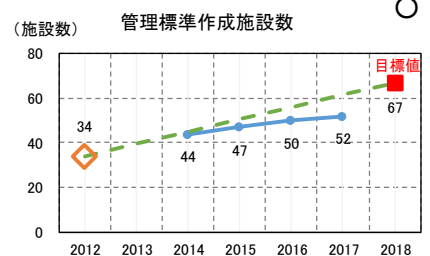
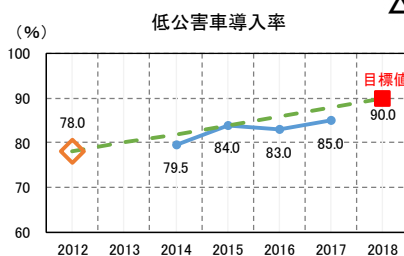
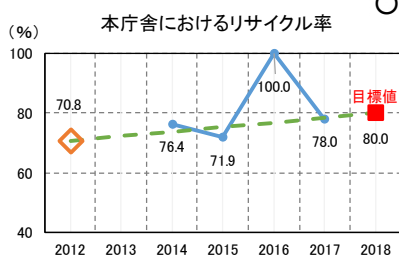
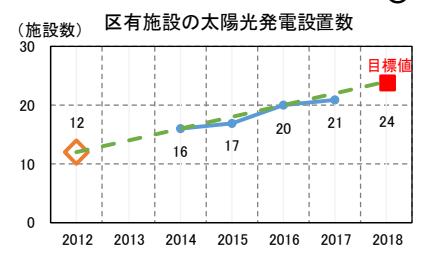
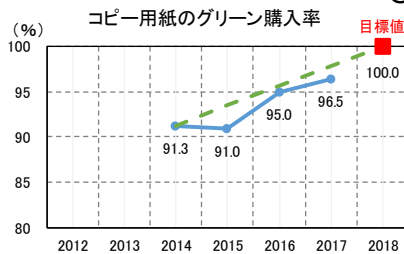
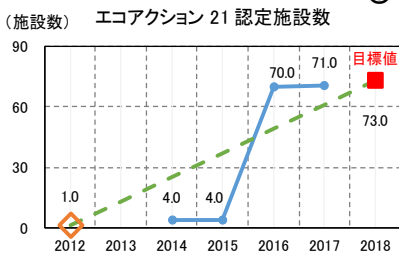
● 実績 ◇ 基準値 ■ 目標値 - - 参考線



4 環境の保全に関する取組み



5 豊島区の環境配慮率先行動

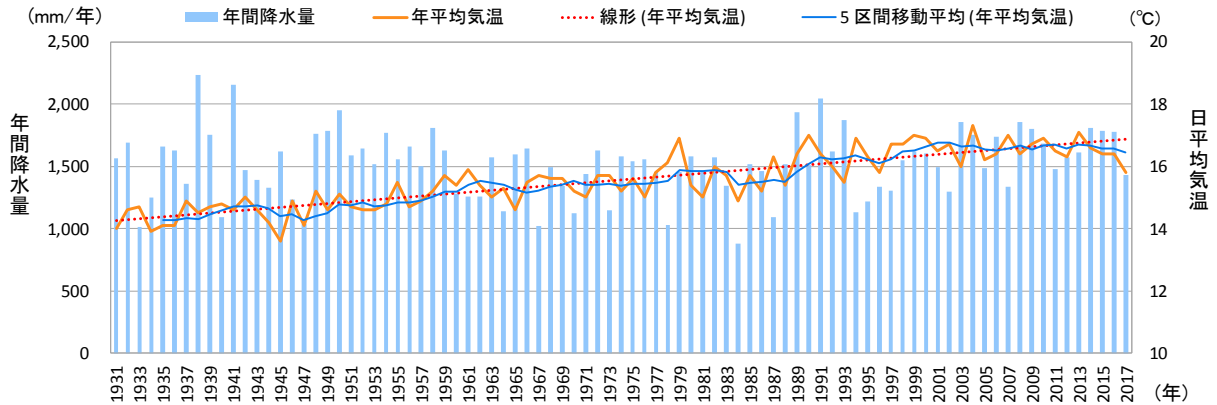


(3) 温室効果ガスに関する現状と削減目標の推計

1) 区域の特徴

<気候>

東京都の年平均気温は、1950年頃までは約14℃～15℃で推移していましたが、近年は16℃～17℃で推移しており、長期的には上昇傾向にあると考えられます。気温の上昇により、熱中症発生率の増加など様々な影響が生じており、これらの影響への適応策の推進が求められています。



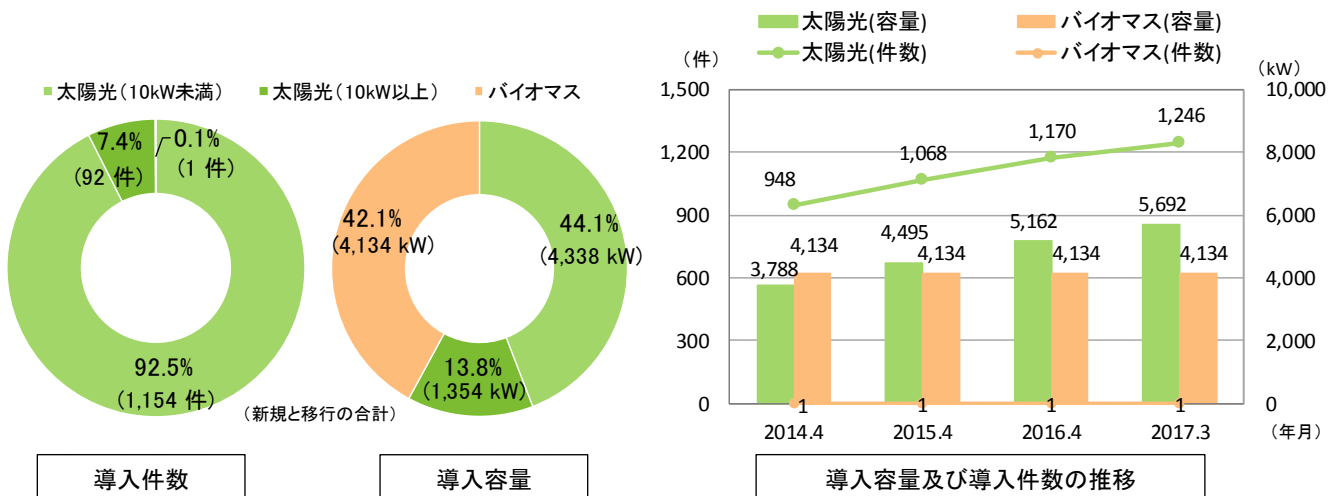
注)観測地点:東京(東京都) 緯度:北緯 35 度 41.5 分/経度:東経 139 度 45.0 分

出典)気象庁「過去の気象データ」より作成

図 30 気温と降水量の推移と経年変化

<再生可能エネルギーの導入状況>

豊島区内に導入されている再生可能エネルギーは、導入件数の約 93%、導入容量の約 44% を 10kW 未満の小規模な太陽光発電が占めています。太陽光発電の導入件数及び導入容量は、固定価格買取制度開始後、順調に増加しており、導入容量は 2014 年 4 月の 3,788kW から 2017 年 3 月には 5,692kW と約 1.5 倍に増えています。



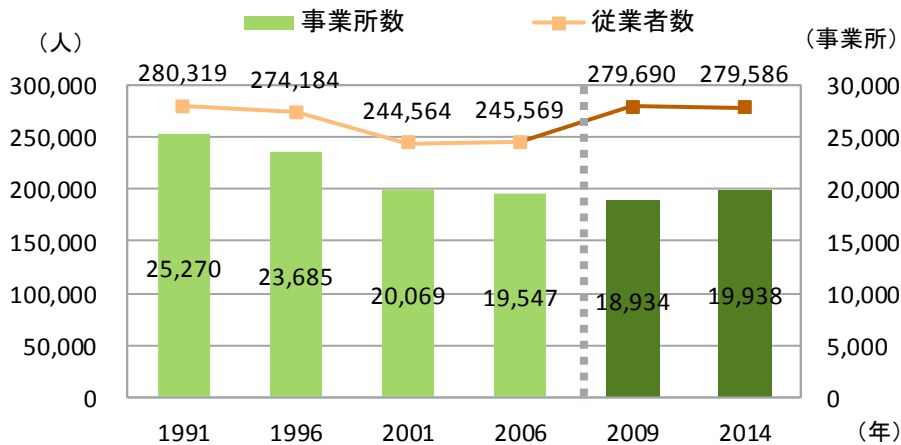
出典)資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」より作成

図 31 再生可能エネルギー導入状況 (2017 年 3 月末時点)

<産業>

豊島区の2014年の従業者数は約28万人で、2009年と比較して概ね横ばいとなっています。産業大分類別では「卸売業、小売業」が約19%と最も多く、次いで、「宿泊業、飲食サービス業」が約15%となっています。また、2014年には約2万の事業所が所在しており、2009年と比較して微増しています。

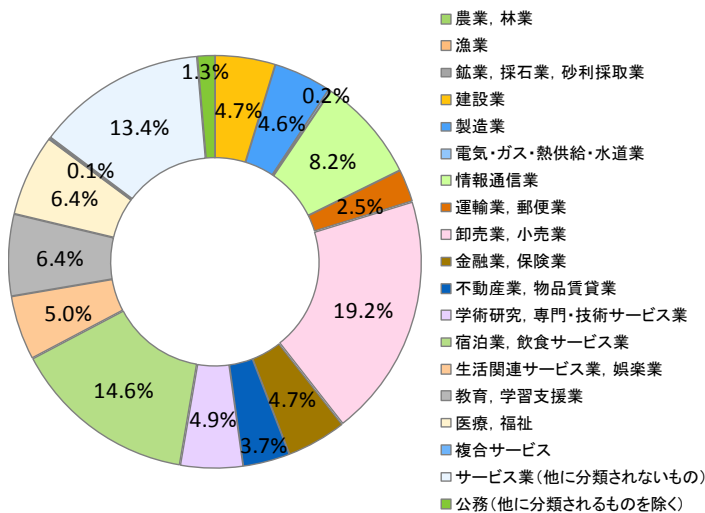
近年の製造品出荷額は1990年代と比べて大きく減少しており、産業構造の変化が現れています。



注) 2006年までは「事業所・企業統計調査」、2009年からは「経済センサス」として実施されており、調査方法が異なるため、データの比較には留意が必要。

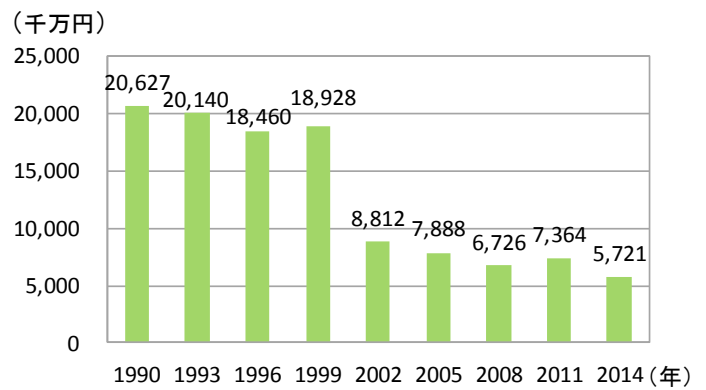
出典) 1991年から2006年までは総務省「事業所・企業統計調査」、2009年から2014年までは経済産業省「経済センサス基礎調査」より作成

図 32 事業所数及び従業者数の推移



出典) 特別区協議会「特別区の統計」より作成

図 33 産業分類別従業者数内訳 (2014年)



出典) 豊島区「豊島の統計」より作成

図 34 製造品出荷額の推移

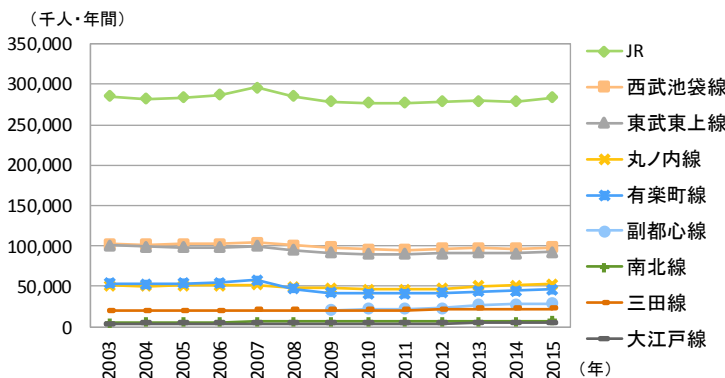
<公共交通・自動車交通>

豊島区では、区の周囲及び区の内部を放射状に主要な幹線道路が走っており、南北方向に首都高速中央環状線、首都高速池袋線の高速道路が通っています。また、JR、東京メトロ、都営地下鉄、都電荒川線、その他私鉄の鉄道路線が各方面から通っており、池袋周辺は鉄道交通の中心となっています。鉄道各路線の利用状況は、過去10年間以上にわたって横ばい傾向が続いています。区内の自動車保有台数は2009年頃と比べてやや減少傾向にあります。



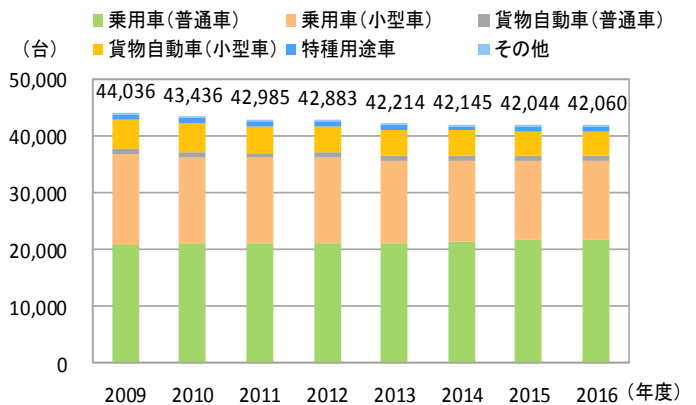
出典)「豊島区都市づくりビジョン」

図 35 都市づくり方針図(交通)



出典)豊島区「豊島の統計」より作成

図 36 区内鉄道乗車人員の推移

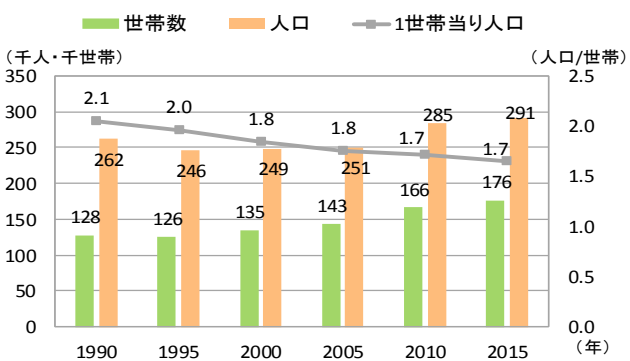


出典)東京都「東京都統計年鑑」より作成

図 37 自動車保有台数の推移

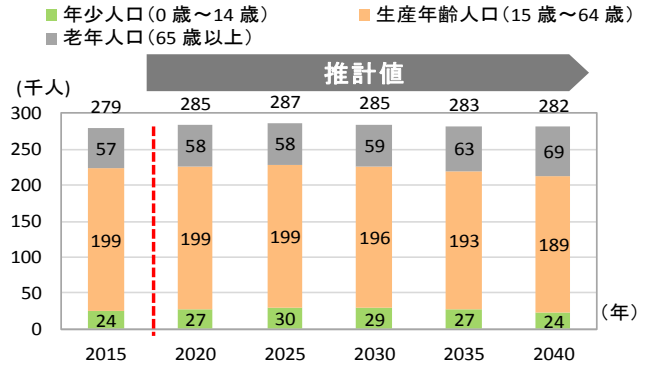
<人口動態>

人口・世帯数は増加傾向にある一方で、世帯人員は減少傾向にあり、2010年以降は1.7人/世帯となっています。今後、総人口は緩やかに増加した後、2025年以降は減少傾向に転じると予測されています。また、老年人口が増加し、生産年齢人口及び年少人口が減少すると予測されています。



注)「世帯人員」は「人口」を「世帯数」で除した値
出典)総務省「国勢調査」より作成

図 38 豊島区の人口・世帯数の推移



注)移動率変化、出生率固定による人口推計結果(低位)
出典)「豊島区人口ビジョン」(2016年)より作成

図 39 豊島区の年齢3区分人口の推移

2) 前計画の削減目標の達成状況

■前計画における豊島区のCO₂削減目標

中期目標(2025年度): 2005年度比30%(1990年度比22%)以上の削減を目指す。

長期目標(2050年度): 2005年度比70%(1990年度比67%)以上の削減を目指す。

■前計画における豊島区のCO₂排出量・エネルギー消費量の目安

2018年度 CO₂排出量の目安: 1,406千t-CO₂(2011年度比約9.6%削減)

2018年度 エネルギー消費量の目安: 16,222TJ(2011年度とほぼ同程度)

2015年度のCO₂排出量は2005年度比で約2%増加し、2011年度比では約3%減少した一方、エネルギー消費量は2005年度比で約18%減少、2011年度比では約8%減少となりました。エネルギー消費量は削減目標達成に向けて順調に推移していますが、CO₂排出量は、電気の二酸化炭素排出係数の影響が大きく、削減が順調に進まない結果となりました。

表 7 前計画の削減目標の達成状況

	実績			目安	目標	
	2005年度 (基準年度)	2011年度	2015年度		中期	長期
				2018年度	2025年度	2050年度
CO ₂ 排出量(千t-CO ₂)	1,488	1,557	1,517	1,406	1,042	—
2005年度比	—	4.6%増	1.9%増	—	30%減	70%減
2011年度比	—	—	2.6%減	約9.6%減	—	—
エネルギー消費量(TJ)	18,032	16,203	14,844	16,222	13,528	—
2005年度比	—	10.1%減	17.7%減	—	25%減	—
2011年度比	—	—	8.4%減	ほぼ同程度	—	—

3) 温室効果ガス削減目標の推計

国の技術資料（「地球温暖化対策計画」等）に基づき、区内で2030年までに想定される対策実施量を推計しました。部門ごとの推計結果詳細を表8に示し、削減見込みの総括を図40（112ページ）及び表3（33ページ）に示します。

なお、区内で2030年までに想定される対策実施量は、次の式から算出しました。

【対策実施量算定式】

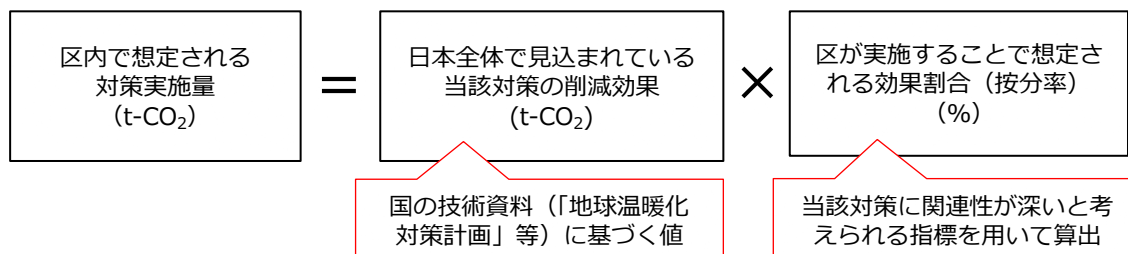


表8 部門別対策別の対策実施量

部門	対策	取組み内容	用いた指標	区内で想定される対策実施量
産業	省エネ技術・設備の導入	産業用照明、FEMS等の導入	製造品出荷額	▲1.0千t
		【合計】		
家庭	住宅の省エネ化	新築住宅における省エネ基準適合の推進	全世帯数	▲28.8千t
		既存住宅の断熱改修の推進	同上	▲3.9千t
	省エネ機器の導入	高効率給湯器、潜熱回収型給湯器、燃料電池等の導入	世帯数（単身世帯除く※） ※単身世帯は、初期費用が高い高効率給湯器等は買替時に選択しないと想定	▲11.1千t
		高効率照明の導入	全世帯数	▲27.5千t
		省エネ浄化槽の導入	同上	▲0.1千t
		トップランナー基準の空調・動力機器の導入	同上	▲15.4千t
	省エネ行動の徹底	HEMS・スマートメーターの導入	同上	▲23.4千t
		省エネ行動の実施（照明の効率化、冷房温度の適正化等）	同上	▲79.3千t
		機器の買替え促進	同上	▲0.4千t
		家庭エコ診断	同上	▲0.4千t
【合計】			▲190.4千t	
業務	建築物の省エネ化	新築建築物における省エネ基準適合の推進	業務建物延床面積	▲38.2千t
		建築物の省エネ化（改修）	同上	▲2.9千t
	省エネ機器の導入	高効率給湯器、潜熱回収型給湯器の導入	同上	▲5.5千t
		高効率照明の導入	同上	▲33.0千t
		冷媒管理技術・トップランナー基準の動力機器の導入	同上	▲60.3千t

部門	対策	取組み内容	用いた指標	区内で想定される対策実施量
		BEMS・スマートメーターの導入	業務建物延床面積（事務所ビル、大型小売店、ホテル、病院のみ※） ※エネルギー消費の負荷が大きい業種（事務所ビル、大型小売店、ホテル、病院）に率先導入されると想定	▲61.7千t
	省エネ行動の推進	省エネ行動の実施（照明の効率化、冷房温度の適正化等）	業務建物延床面積	▲9.5千t
	その他対策・施策	エネルギーの面的利用の拡大、ヒートアイランド対策の実施 等	同上	▲2.6千t
【合計】				▲213.7千t
運輸	単体対策	次世代自動車の普及、燃費改善	乗用自動車保有台数 ※豊島区（東京都）は、他道府県より次世代自動車の先導した普及が見込まれるため、「都道府県別 補助金交付台数（EV・PHV・FCV）」（財）次世代自動車振興センター）の実績値（2016年度）に基づき、補正をかけて算出	▲41.5千t
	その他対策	道路交通流対策の推進（信号機の集中制御化、信号機の改良等）	全世帯数	▲9.3千t
		公共交通機関の利用促進、省エネ化	全人口	▲8.1千t
		自動車運送事業の効率化	事業用（貨物・乗合）自動車保有台数	▲5.5千t
		エコドライブ等の環境負荷の少ない自動車利用の推進	全世帯数	▲8.8千t
【合計】				▲73.2千t
その他ガス	廃棄物削減対策	バイオマスプラスチック類の普及	全人口	▲4.8千t
		廃棄物焼却量の削減	同上	▲1.0千t
	代替フロン等削減対策	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進	製造品出荷額	▲1.0千t
		業務用冷凍空調機器の使用時・廃棄時におけるフロン類の漏えい防止	業務建物延床面積	▲66.6千t
		産業界の自主的な取組みの推進	製造品出荷額	▲0.2千t
【合計】				▲73.7千t
【総計】				▲552.1千t

注)四捨五入により、合計が一致しない場合がある。

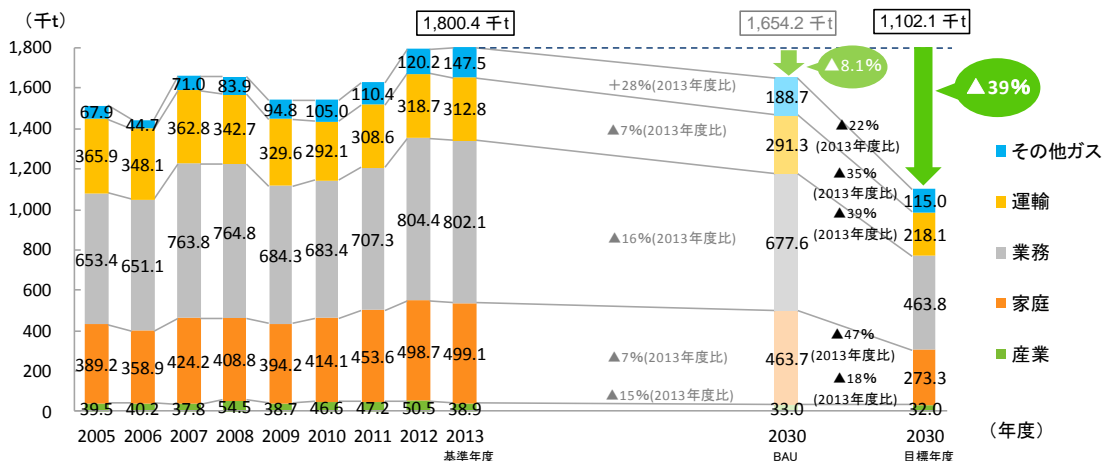


図 40 豊島区における温室効果ガス排出量の削減見込み

(4) 区民が選んだ重点施策



2018 としまエコライフフェアにおいて、「わたしが選ぶ。としま区の環境基本計画 2019～2030」と題して、来場者が区に期待する環境施策や、区民が自ら取り組みたい、参加したいと思う環境施策への投票を呼びかけました。

1) 実施概要

(1)調査項目	①「わたしが選ぶ。としま区の環境基本計画 2019～2030」 ②豊島区の環境についての自由意見
(2)調査方法	①イベントブースの投票パネルにて投票（シールを5枚渡し、各基本目標ごとに1つ、計3つ以上貼付を依頼） ②イベントアンケート内の記入欄にて記入
(3)実施日	2018年7月29日（日）
(4)対象	環境イベント（2018 としまエコライフフェア）の来場者
(5)投票者数（回答者数）	①266人 ②106人（豊島区在住76人／豊島区外在住17人／在住地未回答13人）



図 41 投票結果

2) 投票結果

【問】	次期環境基本計画策定にあたり1～5の各部門ごとに3つの環境施策のうち1つ、豊島区にこれを重点的に行ってほしい、わたしが豊島区で取り組みたい、参加したいと思う施策に投票してください。
-----	--

部門	施策	投票数
1 気候変動対策	①太陽光発電システムなどの導入費用の一部を助成します。 【施策名】再生可能エネルギー設備の導入支援	52票
	②区の施設で再生可能エネルギーの導入促進などを行います。 【施策名】区有施設における再生可能エネルギー設備の導入	58票
	③建物間で電気や熱を共有し合うなどの効率的なエネルギー利用を促進します。 【施策名】低炭素まちづくりの推進	136票
2 自然共生	①公園や学校に生きものが住む環境などをつくり、維持・管理を行います。 【施策名】自然環境の保全と創出	97票
	②学校、公園などの公共施設のみどりを増やしていきます。 【施策名】公共空間のみどりの保全・再生・創出	122票
	③区民、地域団体、企業などと連携しみどりを増やす活動を行います。 【施策名】地域が参加するみどりのまちづくり	63票
3 資源循環	①食品ロス削減の講座やフードドライブ（余っている食品の寄付活動）などを行います。 【施策名】食品ロスの削減	90票
	②事業者のごみの減量、リサイクル率向上のため、適正な収集を促進します。 【施策名】事業者の民間収集移行促進	66票
	③災害が起こった時の廃棄物をどうするか対策を考えていきます。 【施策名】災害廃棄物についての対策	96票
4 快適環境	①大気汚染を防ぐための調査・指導などを行います。 【施策名】化学物質の適正管理	47票
	②路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール、キャンペーンなどを行います。 【施策名】路上喫煙・ポイ捨て防止対策	94票
	③まちの環境をきれいにする活動や公園のトイレ整備などを行います。 【施策名】清掃・美化活動の推進	119票
5 連携・協働	①環境イベントや環境教育プログラムを行います。 【施策名】環境教育・環境学習の推進	104票
	②環境リーダーの育成や環境活動を行う場の提供を行います。 【施策名】環境活動を率いる人材育成	49票
	③民間事業者と連携し低炭素など環境にやさしいまちづくりを行います。 【施策名】事業者・行政の連携強化	95票
合計		1,288票

3) 豊島区の環境についての自由意見

【問】	「豊島区環境基本計画」（2019～2030年度）をつくるにあたってお聞きします。豊島区の環境について、重要またはあなたが取り組みたいと思うことは何ですか。
回答の主な分野	緑化関係（26件）、省エネ・節水関係（16件）、ごみの分別・リサイクル関係（16件）など

(5) CO₂削減のための取組み

日々の生活の中で取り組むことができる、省エネ行動などによる CO₂削減効果と節約額を例示します。

リビング	CO ₂ 削減量 (年間)	節約額 (年間)
テレビを見ないときは消す 1日1時間テレビ(32V型)を見る時間を減らした場合	9.9 kg	約 450 円
テレビ画面は明るすぎないように調節する テレビ(32V型)の画面の輝度を最適(最大→中間)にした場合	15.9 kg	約 730 円
パソコンを使わない時は、電源を切る 1日1時間利用時間を短縮した場合	18.5 kg	約 850 円
夏の冷房時の室温は 28℃に調節する ※熱中症にならないようご注意ください 外気温度 31℃の時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を 27℃から 28℃にした場合(使用時間:9時間/日)	17.8 kg	約 820 円
冬の暖房時の室温は 20℃に調節する 外気温度 6℃の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を 21℃から 20℃にした場合(使用時間:9時間/日)	31.2 kg	約 1,430 円
エアコンのフィルターをこまめに掃除する フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較	18.8 kg	約 860 円
キッチン	CO ₂ 削減量 (年間)	節約額 (年間)
冷蔵庫には、ものをつめ込みすぎない 詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較	25.7 kg	約 1,180 円
冷蔵庫の設定温度を適切にする 周囲温度 22℃で、設定温度を「強」から「中」にした場合	36.2 kg	約 1,670 円
電気ポットの保温時間を減らす ポットに満タンの水 2.2ℓ を入れ沸騰させ、1.2ℓ を使用後、6 時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合の比較	63.1 kg	約 2,900 円
水回りやお風呂・洗面所など	CO ₂ 削減量 (年間)	節約額 (年間)
シャワーを不必要に流したままにしない 45℃のお湯を流す時間を 1 分間短縮した場合	29.0 kg	約 3,300 円
入浴は間隔をあけずに、追い焚きを減らす 2時間放置により 4.5℃低下した湯(200ℓ)を追い焚きする場合(1回/日)	87.0 kg	約 6,880 円
温水洗浄便座を使わないときはフタを閉める フタを閉めた場合と、開けっ放しの場合との比較(貯湯式)	20.5 kg	約 940 円
買い替えで省エネ	CO ₂ 削減量 (年間)	節約額 (年間)
白熱電球から LED 電球に買い替える 60W 相当の白熱電球から電球形 LED ランプに交換、1日 5.5 時間点灯した場合	52.2 kg	約 2,410 円
省エネルギー型エアコンに買い替える(2007年製から2016年製に) エアコン(2.8kW・8~12畳)を冷房期間 3.6ヶ月、暖房期間 5.5ヶ月で1日 18時間使用した場合	103 kg	約 4,698 円
省エネルギー型の冷蔵庫に買い替える(2007年製から2016年製に) 電気冷蔵庫(401~450ℓ)の場合	107 kg	約 5,697 円

※上記の CO₂削減量及び節約額は、参考値です。個別の条件等により数値は異なります。

出典)「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬(2017年8月)」、「省エネ性能カタログ 2017年冬版」(資源エネルギー庁)をもとに作成

(6) 用語集

アルファベット／数字

BEMS

ビルエネルギー管理システム(Building Energy Management System) の略で、ビルの照明や空調設備などのエネルギー消費の効率化を図るためのシステムのことで、

COP

締約国会議 (Conference of the Parties) のことで、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されています。気候変動枠組条約の外、生物多様性条約、砂漠化対処条約などの締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入ります。

CSR

企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility) のことです。企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取りまく様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方のことです。

ESD に関するグローバル・アクション・プログラム (GAP)

持続可能な開発に向けた進展を加速するために、教育及び学習の全てのレベルと分野で行動を起こし拡大していくことを全体目標とする、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の後継プログラムです。2013 年のユネスコ総会で採択されました。

HEMS

住宅用エネルギー管理システム (Home Energy Management System) の略で、家電や照明などのエネルギー消費量を可視化し、各機器の運転を最適な状態に制御することで、省エネやピークカットの効果をねらう仕組みです。

ICT

情報通信技術 (Information and Communication Technology) のことです。

LED

発光ダイオード (Light Emitting Diode) と呼ばれる半導体素子のことです。発光ダイオードを使用した照明器具は、白熱灯や蛍光灯に比べ、長寿命で電力消費も少ないことが特徴です。

LRT

ライト・レール・トランジット (Light Rail Transit) の略で、低床式車両 (Light Rail Vehicle : LRV) の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのことで、

PDCA サイクル

計画 (Plan)、実施 (Do)、点検 (Check)、見直し (Act) というプロセスを繰り返すことにより、計画の継続的な改善を図る進行管理の方法のことで、

PM2.5 (微小粒子状物質)

浮遊粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m) 以下の小さなもののことで、近年、健康への影響が懸念されています。

TJ

テラ・ジュールの略号です。テラは 10 の 12 乗のことで、ジュールは熱量単位です。

ZEB

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (Net Zero Energy Building) のことです。建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現したうえ

で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物です。

ZEH

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）のことです。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅です。

2R

「リデュース（Reduce：ごみの発生抑制）」と「リユース（Reuse：再使用）」のことです。

3R

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称です。一つめのR（リデュース）とは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。二つめのR（リユース）とは、使える物は、繰り返し使うことです。三つめのR（リサイクル）とは、ごみを資源として再び利用することです。

ア 行

愛知目標

2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された世界目標である「戦略計画2011－2020」は、2050年までに「自然と共生する」世界を実現するというビジョン（中長期目標）を持って、2020年までにミッション（短期目標）及び20の個別目標の達成を目指すものです。この20の個別目標をCOP10の開催地にちなみ愛知目標といいます。

雨水浸透ます

底面に砕石を充填し、集水した雨水をその底面から地中に浸透させるますのことで、雨水を地下に浸透しやすくするためのものです。

エコアクション21

環境省が創設した環境マネジメントシステムの規格のひとつで、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものです。ISO14001の規格を基本としていますが、中小事業者でも取り入れやすいようにするため、システムの構築がISO14001より容易なものとなっています。

エコドライブ

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用方法のことです。無用なアイドリングをしない、急発進、急加速をしないなどの心がけが含まれます。

エネルギーの面的利用

個々の建物単位ではなく、複数の施設や建物間、地域間など、ある一定の面的な広がりを持った地区内で、複数建物への効率的なエネルギー供給や、建物間でのエネルギー融通などにより、エネルギーの最適化を図ることです。地区全体での省エネ・省CO₂が可能となります。

屋上緑化・壁面緑化

建築物等の屋上などに植物を植えて緑化することを屋上緑化といいます。同じように、建築物等の外壁を緑化することを壁面緑化といいます。屋上緑化や壁面緑化は、都市におけるヒートアイランド現象の緩和、美しく潤いのある都市空間の形成、都市の低炭素化等の観点から、全国的に取組みが進められています。

温室効果ガス

地球の表面や大気、雲で特定の波長の放射線を吸収したり放出することで温室効果を引き起こすガスのことです。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(亜酸化窒素、N₂O)、フロン類等があります。

カ行

カーボン・オフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる方法をのことです。

外来種

過去あるいは現在の自然分布域外に人為的(意図的又は非意図的)に導入された生物種のことです。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼びます。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものです。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定める法律です。「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法として、2011年に公布、2012年に完全施行されました。

環境マネジメントシステム

事業者が環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて継続的に改善していくための仕組みのことです。EMS(Environmental Management System)ともいい、ISO14001やエコアクション21等があります。

気候変動

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がありますが、気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの、と定義されており、人為起源のものに限定しています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)のもとに設立された組織で、気候変動に関する最新の科学的知見(出版された文献)についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)

住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的とした法律で、2015年に公布されました。

光化学オキシダント

オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）のことで、光化学スモッグの原因となります。

光化学スモッグ

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素(揮発性有機化合物)が紫外線の影響で光化学反応をおこし、それにより生成する有害な光化学オキシダントやエアロゾルが空中に停留しスモッグ状になることをいいます。

高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器のことで、二酸化炭素排出量の削減に貢献できます。

コージェネレーション

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムです。回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房、給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約75~80%と、高い総合エネルギー効率が実現可能です。

小型家電

デジタルカメラやゲーム機等の小型電子機器等のことです。

固定価格買取制度

Feed-in Tariffs (FIT) と呼ばれ、電気事業者に対し、再生可能エネルギーにより発電された電力について規定の価格（固定価格）で買い取ることを義務付ける制度です。固定価格での買取により導入者の投資回収を予測しやすくするため、再生可能エネルギーへの投資を加速させる有効な制度です。

サ 行

再資源化

使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすることをいいます。

再使用

いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用することです。形状を維持したまま使用することから一般的に資源の減失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少なくなることから、リサイクルよりも対策の優先順位が高く位置付けられています。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことで、石油、石炭などの化石燃料と異なり、発電時や熱利用時に二酸化炭素をほとんど排出しません。

シェアサイクル

自転車を共有する仕組みのことで、各所にある指定の場所であれば借りた場所以外にも返却ができます。渋滞などで混雑する都心であれば、車を使い移動するより時間も正確で、走行中は二酸化炭素の排出がない移動方法です。

資源化率

廃棄物（区収集ごみ量と資源回収量の合計）に対する資源回収量の割合のことで、資源化率＝資源回収量／（区収集ごみ量＋資源回収量）

次世代自動車

燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車等を指し、ガソリンなど化石燃料の使用を減らすことによって環境負荷を低減する自動車です。

自転車ナビライン

交差点における自転車の安全な通行を促すとともに、自転車利用者等に自転車の通行動線を知らせる青色の矢羽根型法定外表示のことをいいます。

遮熱性舗装

太陽エネルギーの約 50%を占めるといわれる近赤外線を効率的に反射する舗装のことです。路面温度の上昇を抑制し、舗装体への蓄熱を減らすことでヒートアイランド現象の緩和に資するものです。

集団回収

町内会や自治会、ボランティア等の地域コミュニティの中で住民が自主的にグループを作り、家庭から出る空き瓶や空き缶、古紙、段ボール等の資源ごみを、一定の場所と日時を決めて集めた後、資源回収業者に引き渡し、資源として再利用するシステムです。

循環型社会

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の徹底により実現される、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される社会のことです。

省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保と、工場・事業場、輸送、建築物及び機械器具等についてエネルギーの使用の合理化を総合的に進めることを目的に制定された法律のことです。

自立・分散型エネルギー

地域における多様な供給源を活用して、エネルギーの地産地消を行うシステムのことです。遠隔地からのエネルギー供給に伴うリスクを低減することができます。

水素エネルギー

水素は次世代エネルギーの一つで、様々な資源からつくることができ、エネルギーとして使用しても二酸化炭素を排出しないという特徴があります。太陽光発電や風力発電など、季節や時間帯によって使い切れない再生可能エネルギーから水素をつくるアプローチも注目されています。水素は、家庭用燃料電池（エネファーム等）や、燃料電池自動車などのエネルギーとして使われています。

生態系

ある地域に生息・生育するすべての生物とこれに相互に作用し合う非生物的環境をひとまとめにし、一つの機能系（システム）とみなしたものです。地球上の生物は全てこのシステムの構成員であり、太陽光を使って無機物から有機物をつくる植物（生産者）、それを食べる消費者、死体や排泄物を分解する分解者が食物連鎖（食物網）を構成し、エネルギーの流れ、物質循環が起っています。さらに気象、地形などもシステムの構成要素であり、自然界のバランスが維持されています。

生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律のことです。2008年に成立・施行されました。

生物多様性国家戦略 2012-2020

生物多様性基本法第 11 条の規定に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、政府が策定する計画です。「生物多様性国家戦略 2012-2020」は、生物多様性に関する今後 10 年間の世界目標（愛知目標）の採択と、東日本大震災という 2 つの大きな出来事を背景として策定されました。愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとしての役割、「自然と共生する世界」の実現に向けた方向性を示す役割を担うとともに、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」の策定や見直しに向けた指針となるものです。

生物多様性条約

生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約のことです。1992 年に採択され、1993 年に発効しました。

絶滅危惧種

絶滅のおそれのある野生動植物種のことです。環境省ではそれらをレッドリストにまとめており、種毎に絶滅のおそれの程度に応じて、カテゴリー分けをして評価しています。環境省のほか、国際的には国際自然保護連合(IUCN)、国内では地方公共団体や NGO などのレッドリスト・レッドデータブックにおいて絶滅危惧種が選定されています。

タ 行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルという 3 種類物質群の総称で、塩素化合物の一種です。主に塩素を含んだものが燃えるとき、特に不完全燃焼のときや、化学物質の製造過程における副生物や不純物として非意図的に生成される有害な化合物のことです。ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、対策が進められています。

太陽光発電

シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法です。

脱炭素（化）

温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成することです。

断熱等性能等級

「住宅性能表示制度」の評価分野の一つで、外皮（外壁、窓など）の断熱性能、冷房期に日射を遮蔽する対策など、住宅外皮の省エネ性能と、結露の発生を抑制するための対策について評価するものです。等級 4 は、「熱損失等の大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている」状態のことです。

地域冷暖房

一定地域内の建物群に熱供給設備（地域冷暖房プラント）から冷水・温水・蒸気などを地域導管を通して供給し、冷房・暖房・給湯などを行うシステムのことで、

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

1997 年の京都議定書の採択を受けて、1998 年に策定・公布された法律で、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものです。この法律は、地球温暖化対策計画の策定や社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等によって、地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

地盤沈下

主として地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により軟弱な粘土層が収縮することで地盤が沈み込む現象で、一旦発生すると元には戻らない不可逆的な現象であるとともに、即座に止めることが困難な現象です。

低炭素

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のことです。

適応策

「緩和策」と呼ばれる、温室効果ガスの排出量を減らす努力などに対して、緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくための対策を適応策といいます。

デジタルサイネージ

日本語では「電子看板」を意味します。屋外・店頭・交通機関などの公共空間で、ネットワークに接続されたディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称です。設置場所や時間帯によって変わるターゲットに向けて適切にコンテンツを配信可能であるため、次世代の広告媒体として注目を集めています。

電気自動車

バッテリーに蓄えた電気をモーターに供給して走行する自動車のことです。走行時に大気汚染物質を全く出さず、走行に伴う騒音も大幅に低減されます。

東京都建築物環境計画書制度

東京都において、延床面積 5 千㎡を超える、新築・増築をする際に、環境配慮の取組みを示した届出を計画時・完了時に提出することが義務づけられている制度です。エネルギーの使用合理化、資源の適正利用、自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和などの取組みレベルを 3 段階で評価します。

特定外来生物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき、外来生物（国外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

都市計画道路

都市計画法に基づいて決定される道路のことです。都市における交通機能、都市防災機能、都市環境形成機能、収容空間機能、市街地形成機能を有し、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的としたものです。

都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

まちづくりに、地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくための第一歩として制定された法律です。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

工場など事業活動による公害を防止する目的で、一定規模以上の設備を使用し作業を行っている場合や公害を発生させる作業を行っている事業場に対して、事業者認可申請、届出、報告、基準の遵守等を義務付ける東京都の条例です。

ナ 行

燃料電池

水素と酸素との電気化学反応によって、直接、電気エネルギーに変換する装置のことです。発電の際に生成されるのは主に水であり、窒素酸化物や硫黄酸化物などを排出しないことが特徴です。

ハ 行

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、エネルギーや物質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源 (石油や石炭などの化石資源は除かれる。) のことです。具体的には、農林水産物、稲わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどがあります。

排出係数

電力やガスなどのエネルギーの使用によって排出される温室効果ガスの量を各エネルギーの使用量から算出するための換算値のことです。

発生抑制

廃棄物の発生要因となる行為を取りやめたり、廃棄物のもとになる資源の入力 (資材や原料の購入等) を抑制することです。

パリ協定

フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された、2020 年以降の新しい地球温暖化対策の国際的枠組みのことで、2016 年 11 月に発効しました。「世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」という目標が打ち出されています。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のことです。

ビオトープ

ビオトープ (Biotope) とはギリシア語の生命を意味する Bios と場所を意味する Topos を語源とするドイツ語で、生物の生息・生育空間を意味します。具体的には池沼、湿地、草地、里山林等、生物が生息・生育する空間を類型化した概念です。学校や公園等に整備されるビオトープは、上記の意味が転じて、自然に触れる機会の提供、自然環境の保全や生物多様性の概念の普及啓発などを目的として、多様な生物の生息・生育空間として機能することを目指して整備される場所を意味します。

保護樹木・樹林

豊島区みどりの条例により指定されるもので、「地面から 1.5 メートルの高さで、木の幹周りが 125 センチメートル以上」のものが保護樹木、「300 平方メートル以上の一団となった樹林」等が保護樹林です。

マ 行

緑のカーテン

アサガオ、ゴーヤ、ヘチマのような、つる性植物を建築物の壁面を覆うように育てて、緑化を行うものです。条件により異なりますが、日射を遮り室内の温度を 2℃程度低減し、都市の省電力化に資するほか、風通しがよく目隠しともなるため、窓を開けて室内の快適性を向上させることも期待できます。また、植物に含まれる水分が蒸発することにより、日射による熱を吸収するため、室内のみならず都市の気温低減にも寄与し、都市におけるヒートアイランド現象の緩和による省電力効果も期待できます。

未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギーや、工場などの排熱といった、これまで利用されていなかったエネルギーのことです。例として、生活排水や中・下水の熱、清掃工場からの排熱、変電所の排熱、河川水・海水の熱、工場の排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、雪氷熱などがあります。

ラ 行

緑被率

ある地域における樹林地・草地・農耕地・宅地内の緑（屋上緑化を含む）、街路樹などの緑で被われた土地の面積が、その地域全体の面積に占める割合のことです。

豊島区環境基本計画 (2019-2030)

平成 31 年（2019 年）3 月

発行

豊島区 環境清掃部 環境政策課

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

TEL 03-3981-1111（代表）

豊島区ホームページ

<http://www.city.toshima.lg.jp/>

本計画（冊子）と本計画の概要版を作成するにあたって カーボン・オフセットを実施しています。

カーボン・オフセットとは

日常生活や生産行動の中でどうしても削減できない CO₂ 排出量を、他の場所の排出削減（吸収）量でオフセット（埋め合わせ）することです。

本計画（冊子）
500部を作成する
ための CO₂ 排出量

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ①用紙、インキなど原材料の調達・製造のために | 約 1,624 kg-CO ₂ |
| ②印刷、製本加工のために | 約 794 kg-CO ₂ |
| ③冊子の配送や使用後の廃棄、リサイクルのために | 約 58 kg-CO ₂ |

合計 **2,476.6 kg-CO₂** (1部あたり：5.0 kg-CO₂)

+

概要版
1,000部を作成する
ための CO₂ 排出量

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ①用紙、インキなど原材料の調達・製造のために | 約 266 kg-CO ₂ |
| ②印刷、製本加工のために | 約 94 kg-CO ₂ |
| ③冊子の配送や使用後の廃棄、リサイクルのために | 約 8 kg-CO ₂ |

合計 **368.6 kg-CO₂** (1部あたり：0.4 kg-CO₂)

—

CO₂ 排出権

日本国政府が認証した「被災地域における省エネルギー事業」から
創出された排出権を使用

2,845.2 kg-CO₂

||

0 kg-CO₂

オフセット後の
排出量

※CO₂ 排出量の算出については、日本 WPA が運用する「PGG-CLOUD」を使用しています。



この冊子は環境に配慮し、VOC（揮発性有機化合物）の発生を低減する「ベジタブルオイルインク」、廃液の出ない「水なし印刷」を採用しています。
用紙は FSC® 認証材および管理材料から作られています。



ILLUSTRATION : 久野遥子
東アジア文化都市 2019 豊島 プロモーション映像より

東アジア文化都市 2019 年開催



東アジア文化都市 2019 豊島
Culture City of East Asia 2019 Toshima

はらはら、どきどき、文化がいっぱい。